

ろっこう



“銚田市と行方市を結ぶ「鹿行大橋」が崩落”



がんばろう!日本

発行元 鹿行農業共済組合

〒311-2206 鹿嶋市武井 1963-11

電話 0299 (90) 4000 (代)

F A X 0299 (90) 4001

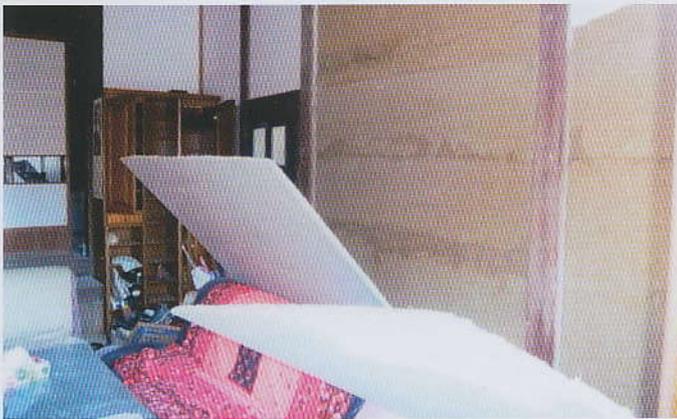
URL <http://www.nosai-rokko.or.jp/>

E-mail: info@nosai-rokko.or.jp

被災されました皆様に対しまして、 心よりお見舞い申し上げます。



●鹿島神宮の大鳥居も倒壊した



●家の壁も崩れた



●食器類もこなごなに



●歩道も歩けないほどの傾き



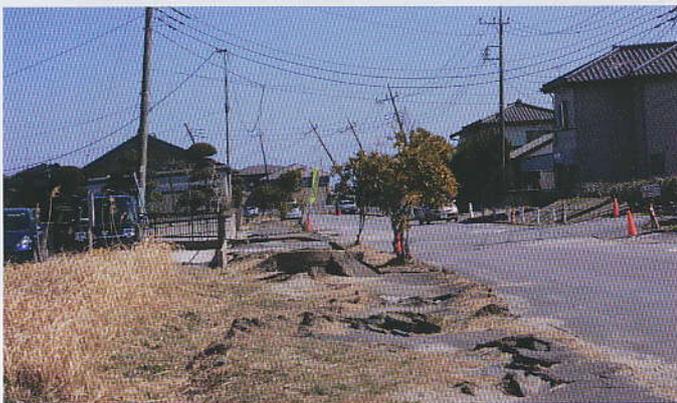
●潮来市(日の出地区)の懸命な復旧作業

東日本大震災

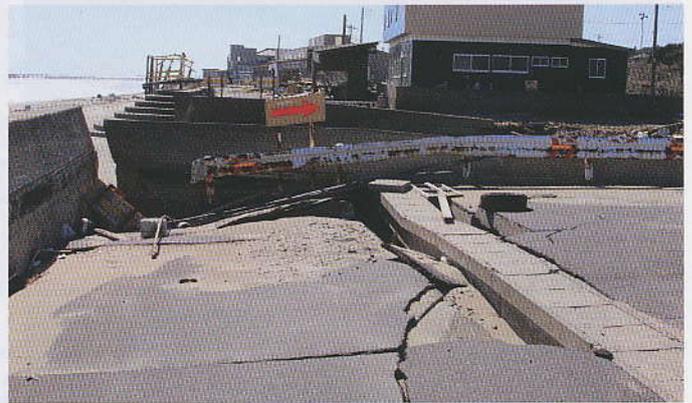
3月11日、三陸沖を震源とする「東日本大震災」が発生し、宮城県北部では震度7を観測し東日本を中心に大きな被害が発生した。鹿行地域においても震度6強の地震・津波等が発生し、道路の破損・建物の倒壊・施設園芸ハウスなどに甚大な被害が発生した。



●港からの津波でコンテナが散乱



●潮来市(日の出地区)の液状化現象



●銚田市・沿岸部の被害



●行方市・堤防の亀裂



●神栖市(深芝地区)の液状化現象

建物総合共済・園芸施設共済等被害調査

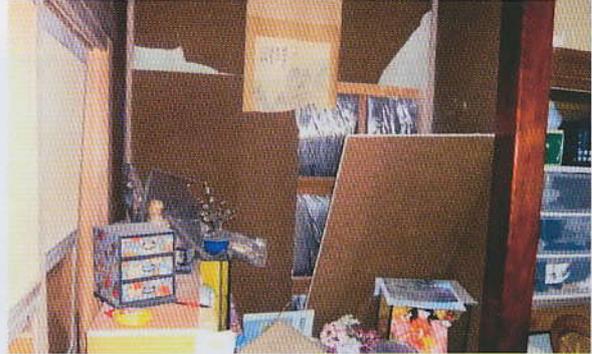
3月11日の地震の影響により、建物では管内全地域で建物の屋根・外壁等に被害が発生、園芸施設においても液状化現象等により内作物に被害が発生した。また水稲・麦においても一部の地域で液状化現象・津波等による塩害が発生しました。組合では、12日より受付を開始し、15日より全職員体勢で現地に伺い損害評価にあたりました。4月6日現在で、建物総合共済被害戸数482戸・園芸施設共済被害戸数53戸の被害調査を概ね終了いたしました。

《被害概況》

■建物共済



● 連合会と組合の合同評価



● 床の間の壁も倒壊

■園芸施設共済



● 液状化現象で本体にゆがみが出た



● 液状化現象の影響で砂・水が噴出し内作物に被害が発生した

■農作物共済



● 液状化現象での麦の被害



● 液状化現象で砂・水が噴出した水田

※鹿島・神栖地区の一部の水田では、津波により海水が流入し、塩分濃度が基準値を大幅に超える地区が確認されております。田植え時期を遅らせると共に、銚田普及センターに指導を受けてください。

銚田地域農業改良普及センター ☎0291-33-6193

地震の対象は総合共済

地震等の自然災害は、総合共済に加入していなければ、該当になりません。また地震については、加入共済金額の30%までの補償となります。

火災共済に
自然災害を加えた

総合共済

支払対象となる主な災害



火災



落雷



破裂・爆発



建物外部からの落下・衝突等



盗難によるき損・汚損
盗難されたものは対象なりません。



給排水設備の事故等による水ぬれ



騒乱・集団行動による破壊



風害



水害



地震 共済金額の30%まで

自然災害

住宅の欠陥及び老朽化による損害(雨漏り等)は自然災害の対象とはなりません。



総合共済の支払共済金はこのように計算されます。

火災などで
損害を受けた場合

計算方法は火災共済と同じです。

自然災害で
損害を受けた場合

$$\text{支払共済金 (損害共済金)} = \left(\text{損害額} - \begin{matrix} \text{再取得価額の5\%} \\ \text{または10,000円の} \\ \text{いずれか低い額} \end{matrix} \right) \times \frac{\text{共済金額 (ご契約金額)}}{\text{再取得価額 (建物等評価額)}}$$

地震で
損害を受けた場合

$$\text{支払共済金 (損害共済金)} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額 (ご契約金額)} \times 30\%}{\text{再取得価額 (建物等評価額)}}$$

*地震による建物の損害割合が、5%以上の時に支払われます。

*最高補償額は600万円(加入限度額2,000万円で加入の場合)となります。



水稲共済の引受方式・補償割合・単位共済金額が 組合員ごとに選択できます

- ①水稲共済は、組合員の皆さんがそれぞれの経営判断によって、引受方式・補償割合・単位当たり共済金額を【表1】の内容で選択できます。
- ②一筆一般方式(7割補償・第1位197円)を基本とします。
※特に申出が無い場合は、基本方式での引受となります。
- ③品質方式及び半相殺・全相殺方式を選択されたい方は組合まで、お問い合わせください。



【表1】(①～③が選択範囲となります)

引受方式(選択①)	補償割合(選択②)	単位当たり共済金額(選択③)						支払対象損害割合
		※ 共済金額は、毎年改定される為、本年適用される金額とは異なります。(表示は22年度)						
《一筆一般方式》 共済減収量の計算は、被害申告された耕地一筆ごとに行います。	7割補償	第1位 197円	第2位 177円	第3位 158円	第4位 138円	第5位 118円	第6位 99円	耕地ごとに3割を超える減収となった時
	6割補償	第1位 197円	第1位 177円	第1位 158円	第1位 138円	第1位 118円	第1位 99円	耕地ごとに4割を超える減収となった時
	5割補償	第1位 197円	第1位 177円	第1位 158円	第1位 138円	第1位 118円	第1位 99円	耕地ごとに5割を超える減収となった時
引受方式(選択①)	補償割合(選択②)	加入要件						支払対象損害割合
《品質方式》 減収且つ品質低下を伴う生産金額の減少も共済減収量に換算いたします。	9割補償 } 7割補償	水稲品質方式・全相殺方式に加入できる要件として、概ね全量を出荷業者へ出荷し、過去5年及び今後も出荷数量・生産金額等の資料を提供して頂ける農家となります。						生産金額が基準生産金額の9割～7割を下回った時
《全相殺一般方式》 減収量の計算は、出荷伝票などの客観資料を元に行います。	9割補償 } 7割補償							農家ごとに1割～3割を超える減収となった時
《半相殺一般方式》 減収量の計算は、引受耕地全筆を対象に行います。	8割補償 } 6割補償							農家ごとに2割～4割を超える減収となった時

一筆一般方式の補償割合の比較

基準単収500kg・引受面積10aの圃場で、共済事故により悉皆調査単収が250kg見込まれる場合



農業者戸別所得補償制度へ加入しましょう!

米の所得補償交付金

交付対象者

米の生産数量目標に従って生産を行った販売農家・集落営農を対象
 ※ 販売農家については、水稻共済加入者又は22年度の販売実績があること

交付対象面積

主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10aを差し引いた面積

交付単価

全国一律 15,000円/10a

※交付対象となるためには、水稻共済への加入が必要となります。

水田活用の所得補償交付金

交付対象者

水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米等を販売目的で生産する「販売農家」及び「集落営農」
 ※ 捨て作りを行わないこと

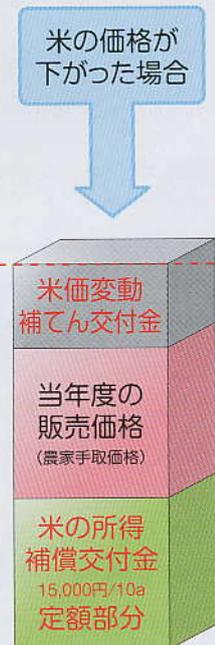
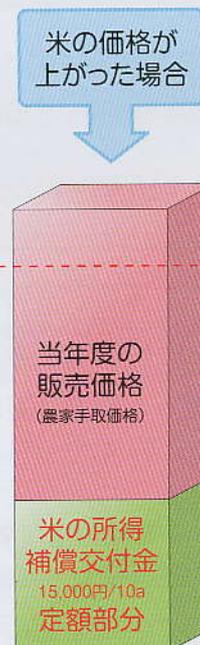
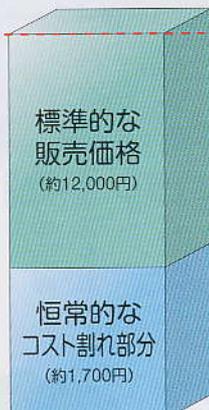
交付単価

	対象作物	交付単価
戦略作物助成	麦・大豆・飼料作物	35,000円/10a
	米粉用米・飼料用米・WCS用稲	80,000円/10a
	そば・なたね・加工用米	20,000円/10a
二毛作助成	水田における主食用米と戦略作物、または戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に対して助成	15,000円/10a
耕畜連携助成	耕畜連携の取組(飼料用米のわら利用・水田放牧・資源循環)を行う農業者に対して助成	13,000円/10a

※地域ごとに交付単価や要件が異なる場合があります。

制度の円滑・適性な交付の為に、交付申請面積と水稻共済細目書の作付面積が一致することが重要となります。

標準



この3つで、標準的な生産費 13,700円を補償

- 定額部分 標準的な生産費に要する費用に対し恒常的なコスト割れに対し交付
- 変動部分 「当年度の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分を10a当りの単価で交付

定額部分のみ
 交付される

定額部分+
 変動部分
 が交付される

名所旧跡発見

唐から白うす神社

鹿嶋市武井



唐白神社

唐白神社は、鹿嶋市武井地区の湖岸沿いから組合方面へ上って行く坂の左側に鳥居があり、そこから苔の生えた石段を登っていくと御拝殿がある。

御祭神は唐白大明神で、祭祀は天鈿女命あめのつぎのめことと猿田彦命さるたひこのみことである。後にこの二神が夫婦になったという神話もあることから、夫婦円満・良縁成就の神様ともされている。また、御神体は唐白であり、唐白神社の名前の由来となったものである。白が五穀でいっぴいになるようにと昔の人々の願いも込められている。大野村史によると、武井地区はもちろん、武井釜・額賀地区もその氏子であったと記録されている。

一月一日に行われる「元旦祭」においては、大晦日から神社総代さんのご奉仕によって境内の掃除などが行われ、篝火かがひを焚き、初詣が気持ち良く参拝出来るよう配慮してくれている。また、境内では御参拝の皆さんに甘酒、御神酒等をふるまっている。二月二十三日には「祈年祭」があり、秋に収穫する穀物の豊穰、工業商業をはじめ、萬の産業の繁栄を祈願する。

十一月二十三日には「新嘗祭」にいなめと（宮中祭祀中最も重き祭儀）があり、当学区の皆さんによって、一ノ鳥居近くに「大のほり」を建て、当日は神恵の感謝をし、七五三の御の子供さんも拝殿にてお祓いを受け神の御加護を祈願する。

唐白宮司には、毎年仕事始めの日に、当組合にて、組合員の安全と鹿行地区の繁栄を祈願していただいております。

組合総代のみなさまへ

NOSAI鹿行通常総代会開催のお知らせ

NOSAI鹿行の第12回通常総代会を、次のとおり開催致します。
後日、開催通知及び議案等をお送り致しますので、出席方よろしくお願い致します。

開催日時 5月18日(水) 午前10時から

開催場所 鹿行農業共済組合 会議室

被害申告の連絡をお願い致します

NOSAI鹿行では、被害に遭われた方に対して、1日でも早く共済金の支払いができるよう、スピーディーな対応を心がけております。

建物総合共済・園芸施設共済等加入者で被害に遭われた方は被害申告を速やかに組合までご連絡をお願い致します。

☎0299-90-4000(代)

編集後記

そろそろ田植えの準備の時期ですね。田植機など、この時期にしか使われない農機具も、衝突・接触事故から盗難まで幅広くカバーした農機具共済への加入をおすすめしています。

皆様からの情報やご意見ご要望等をお待ちしております。

